

令和 5 年度 衝撃解析コード AUTODYN の使用許諾権の購入

要件定義書

1. 業務要件の定義

本事業は、衝撃解析コード AUTODYN (以下「AUTODYN」という。)について、令和 5 年度のソフトウェアライセンス契約を締結する。契約には、令和 5 年度のソフトウェアの技術的保守(更新ソフトウェア等の提供並びに技術サポート)を含む。

なお、上述の「技術サポート」には、下記が含まれる。

- ソフトウェアの使用に関する技術的問合せに、メールや FAX を通じて回答する。

2. 機能要件の定義

a) 機能に関する事項

- (1) 受注者は、原子力規制委員会原子力規制庁に対し、下記の要件を満たす AUTODYN ライセンスについて令和 5 年度のソフトウェアライセンスを供与する。

- i) AUTODYN の開発元である米国 ANSYS 社から提供される解析機能、ライブラリ等一式が利用可能であること。
- ii) 使用方法を示すマニュアルが利用可能であること。
- iii) 米国 ANSYS 社により確認済の動作環境(ハードウェア及びオペレーティングシステム)のうち、契約締結日時点において、国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象であるものについて使用が可能であること。

- (2) 受注者は、これらのソフトウェアの技術的保守(更新ソフトウェアの提供並びに技術サポート)に係る供与を行う。

- i) AUTODYN のインストール時および使用時に発生する動作上のトラブル及び技術的課題について技術サポートを行うこと。
- ii) 開発元によるバージョンアップ及びソフトウェアの脆弱性対策、その他の不具合修正に関する更新ソフトウェアを提供すること。

b) 画面に関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって画面に関する要件とする。

c) 帳票に関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって帳票に関する要件とする。

d) 情報・データに関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって情報・データに関する要件とする。

e) 外部インターフェースに関する事項

AUTODYN をインストールするクライアントは全て原子力規制庁「解析システム」上の既存の PC とし、外部インターフェースに関する要件は存在しない。

3. 非機能要件の定義

a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもってユーザビリティに関する要件とする。

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、アクセシビリティに関する要件は存在しない。

b) システム方式に関する事項

AUTODYN をインストールする PC は原子力規制庁長官官房技術基盤グループ「解析システム」上の既存の PC とする。

c) 規模に関する事項

AUTODYN による解析が可能であることをもって規模に関する要件とする。

d) 性能に関する事項

本事業で調達する **AUTODYN** による解析処理の速度、解析に要するメモリ容量等は、原子力規制庁長官官房技術基盤グループが保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC の仕様に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため性能に関する要件は存在しない。

e) 信頼性に関する事項

本事業で調達する **AUTODYN** の信頼性については、原子力規制庁長官官房技術基盤グループが保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC 及びネットワークシステムに依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため信頼性に関する要件は存在しない。

f) 拡張性に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、ソフトウェアの機能追加等の場合は更新ソフトウェアの提供を受けること、並びにライセンスサーバ変更等に伴うライセンス再発行が可能であることをもって拡張性に関する要件とする。

g) 上位互換性に関する事項

オペレーティングシステム及びミドルウェアについては、開発元が動作確認した環境(バージョン)にて使用するものとする。バージョンアップに伴いソフトウェアの更新が必要となる場合は、ソフトウェアの技術的保守に関する契約により更新ソフトウェアの提供及び/又はソフトウェアライセンスの再発行を受けることをもって、上位互換性に関する要件とする。

h) 中立性に関する事項

本事業で調達する **AUTODYN** について、開発元の米国 ANSYS 社により契約締結日時点に国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象である動作環境(ハードウェア及びオペレーティングシステム)で動作することをもって中立性に関する要件とする。

i) 繙続性に関する事項

障害、災害等による問題発生時の継続性については、原子力規制庁長官官房技術基盤グループが保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため継続性に関する要件は存在しない。

j) 情報セキュリティに関する事項

- (1) 本事業に入札しようとする者の適合条件に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。
- i) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム(**ISMS**)の認証を受けていること。
 - ii) **ISMS**認証を受けていない場合には、それと同様の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。
- (2) 本事業の実施に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。
- i) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
 - ii) 受注者は、ソフトウェアの納品時に脆弱性の有無と、脆弱性が確認されている場合には対応方法を示すこと。
 - iii) 受注者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
 - iv) 受注者は、本業務の実施にあたり担当官から提供された情報及びその他の知り得た情報について、目的外の利用を行わないこと。
 - v) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - vi) 受注者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄すること。
 - vii) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

k) 情報システム稼働環境に関する事項

米国 **ANSYS** 社により動作確認済で、契約締結日時点に国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象となっているハードウェア及びオペレーティングシステムについて、**AUTODYN** が動作することをもってシステム方式に関する要件とする。

l) テストに関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、テストに関する要件は存在しない。

m) 移行に関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、移行に関する要件は存在しない。

n) 引継ぎに関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、引継ぎに関する要件は存在しない。

o) 教育に関する事項

本事業はソフトウェアライセンスを調達するものであり、教育に関する要件は存在しない。

p) 運用に関する事項

別添

ソフトウェアライセンスに付随する技術的保守に関する契約により、インストール時及び使用時に発生する技術的課題について技術サポートを受けることをもって運用に関する要件とする。

q) 保守に関する事項

ソフトウェアライセンスに付随する技術的保守に関する契約により、開発元によるバージョンアップや不具合修正に関する更新ソフトウェアの提供を受けることをもって保守に関する要件とする。

以上